

平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	オウム真理教に対する観察処分の実施		担当部局庁	公安調査庁	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成11年度		担当課室	総務部総務課	総務課長 山西 宏紀		
会計区分	一般会計		政策・施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 II-7-(1)破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 第5条, 第7条, 第32条		関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	オウム真理教(以下、「教団」という。)に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況を明らかにし、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保を図ることを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下、「団体規制法」という。)に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を全国的かつ組織的に展開するほか、教団の活動に関する一定の事項について報告させることに加え、必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度 19	23年度 15	24年度 11	25年度 14	26年度要求
		補正予算	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	19	15	11	14	
	執行額	19	15	11			
	執行率(%)	100.0	100.0	100.0			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	教団の活動状況を明らかにし、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。 ※成果実績は別紙イのとおり ※目標値を「-」とした理由は別紙ロのとおり	成果実績	—	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	教団の活動状況及び危険性の解明(立入検査の実施回数及び施設数) ※当初見込みを「-」とした理由は別紙ハのとおり	活動実績(当初見込み)	回(施設)	15(50)	16(61)	17(47)	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況(所要日数) (所要日数を過去5年間の平均所要日数より短縮)	活動実績(当初見込み)	日	20.1	21.0	20.9	—
単位当たりコスト	11,094千円/年		算出根拠	年間執行額			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	(目)団体等調査旅費	7.717	—				
	(目)団体等調査業務庁費	6.500	—				
	計	14.217	—				

事業所管部局による点検

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	・国家の安全や国民の基本的な人権に密接に関連する業務については、国家・政府の責任において監督・実施すべきものであり、地方自治体への移管や民営化に馴染まない。 ・教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、観察処分を適正かつ厳格に実施することは、優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	・物品等の調達に当たっては、仕様の見直しにより広く応募者を募るなどして、競争性を確保するとともに、会計法令に従い、適正な手続きにより支出先を選定している。 ・一括調達、一括契約を推進するなどしてコストの削減に取り組んでいる。 ・費目・使途については、事業目的を達成するために必要最小限度なものに限定して執行を行っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	・観察処分の実施として行われる立入検査によって、公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証することが可能となり、教団組織の活動状況及び危険性を明らかにするためのより効果的な手段となっている。 ・観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団が現在も危険な要素を保持している実態が解明され、公安審査委員会に対し、観察処分の期間更新請求を行った(公安審査委員会は、平成24年1月、期間の更新を決定)。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—		
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名
点検結果	物品等の調達については、過去の調達実績、市場動向、類似調達事例等や使用実態を踏まえ、単価・数量を適切に設定するとともに、一括調達を推進するなどしてコストの削減に取り組んでいるところ、今後も引き続き、同取組を推進することにより、より一層のコスト削減に努める。 また、旅費については、出張に際し、各種割引制度に関する情報を収集し、その最大限の利用を図っているところ、引き続き、職員に対しその周知徹底を図ることにより、出張旅費の削減に努める。			

外部有識者の所見

--

行政事業レビュー推進チームの所見

--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--

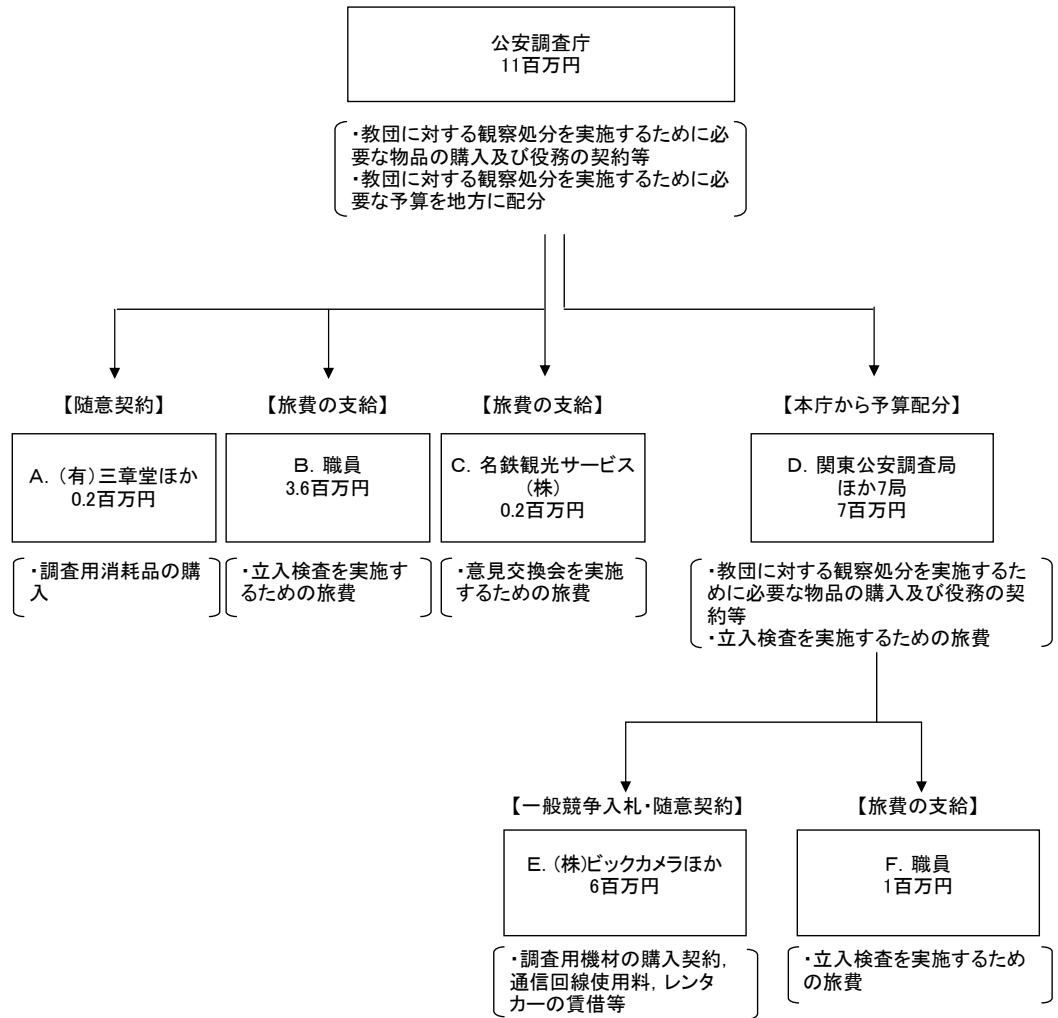
備考

--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年	0074	平成23年	0070	平成24年	0077
-------	------	-------	------	-------	------

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)



費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と用途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

A. 有限会社三章堂			E. 株式会社ビックカメラ		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
物品購入費	調査用消耗品購入	0.1	物品購入費	調査用機材購入	2
計		0.1	計		2
B. 職員			F. 職員		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
内国旅費	立入検査旅費	0.5	内国旅費	立入検査旅費	0.1
計		0.5	計		0.1
C. 名鉄観光サービス株式会社			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
内国旅費	意見交換会旅費	0.2			
計		0.2	計		0
D. 関東公安調査局ほか7局			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	各会計機関への予算配分	7			
計		7	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	有限会社三章堂(少額随契)	物品購入(調査用消耗品)	0.1	随意契約	—
2	キヤノンマーケティングジャパン株式会社(少額随契)	物品購入(調査用消耗品)	0.1	随意契約	—
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ビックカメラ(一般競争入札)	物品購入(調査用機材)	2	7	80.7
2	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(少額随契)	通信回線使用料	0.9	随意契約	—
3	株式会社光映堂シーエーブイ(少額随契)	物品購入(調査用機材)	0.5	随意契約	—
4	広友サービス株式会社(少額随契)	物品賃借(調査用物品)	0.4	随意契約	—
5	ニッポンレンタカーアーバンネット株式会社(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.4	随意契約	—
6	合資会社野田屋電機(少額随契)	物品購入(調査用機材)	0.3	随意契約	—
7	株式会社染谷商会(少額随契)	物品購入(調査用消耗品)	0.3	随意契約	—
8	トヨタコロラ名古屋株式会社(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.2	随意契約	—
9	ニッポンレンタカー埼玉株式会社(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.2	随意契約	—
10	東日本電信電話株式会社(少額随契)	通信回線使用料	0.2	随意契約	—

イ 成果実績(アウトカム)

立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証することにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、観察処分を適正かつ厳格に実施することができた。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し、当庁が可能な限り迅速に対応したことは、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資するものであった。

以上の結果を踏まえ、有効性及び効率性が高い事業であると考えている。

ロ 定量的な指標が示せない理由(目標値を「－」としたことについて)

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施し、教団の活動実態の把握に努めるとともに、関係地方公共団体に対して必要な情報を可能な限り提供しているところ、国民及び地域住民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するという目的をどの程度達成できたかについて、定量的に示すことは困難である。

ハ 定量的な指標が示せない理由(当初見込みを「－」としたことについて)

「教団施設に対する立入検査の実施回数」を活動指標として目標値とすることも考えられるが、そもそも立入検査は、「特に必要があると認められるとき」に行うものであって、回数の多少を評価すべき性質のものではないことから、目標値として設定することは適当ではない。

オウム真理教に対する観察処分の実施
(事業番号0047)

無差別大量殺人行為を行った
団体の規制に関する法律

公安調査庁長官

警察庁長官からの
意見聴取

処 分 請 求

・反証提出

公安審査委員会

団体への通知

(官報公示)

- ・処分内容・条項
- ・請求原因事実
- ・期日・場所

意見聴取(公開)

- ・団体の意見陳述
- ・反証の提出

審 査

処 分 決 定

(官報公示)

立入検査
報告徴取

(観察処分)

(再発防止処分)